令和7年度農地中間管理事業活動方針

市町村が策定した１０年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化した地域計画の実現に向けて、関係機関の協力を得ながら、農用地利用集積等促進計画を定め、担い手への集積・集約化の取組みを実施していく。

また、地域計画の完成度を高めるため、見直し協議にも参加し、地域外の受け手候補などの情報提供に協力していく。

１　地域を担う中心経営体を核とした集積・集約化の促進

・　地域計画策定時に明確となった将来の受け手不在の農地解消などの課題解決に向けて、取組み機運の高い地区、これまでに地域営農法人設立を推進してきた重点・促進地区および公社自ら取組む推進モデル地区の設置などにより、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。

・　農業法人協会と連携し会員法人に対する口頭契約の解消を推進し、農地の集積・集約化を図る。

２　新たな農地の受皿の確保と集積・集約の推進

・　農業公社が持つ農地の中間保有機能を活用して、新規就農者向けの農地の確保や認定研修機関が研修用農地として利用することにより、将来の地域の担い手となる新規就農者への農地の貸し付けを推進する。

・　遊休農地の解消を図るため、補助事業を活用し簡易な整備を行ったうえで、担い手等へ農地を集積する。

３　基盤整備実施地区における推進

・　基盤整備実施地区では、市町村・農業委員会・ＪＡ・土地改良区・県等と連携し、受益地区全体での一括契約を推進する。また、事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、機構集積協力金を活用する取組みを積極的に推進する。

・　基盤整備実施地区における農地の集約化を進めるため、市町村等関係機関と連携して、地域営農法人の設立に向けた話し合い活動を支援する。

４　中山間地域等における農地集積・集約化の展開

・　農地の持続的利用を図るため中山間地域において交付要件の緩和されている機構集積協力金を最大限活用する。

・　中山間地域では、樹園地の園内作業道の整備や機構関連事業等の小規模な基盤整備を契機とした農地集積・集約化の取組みを推進する。

５　農地関連法の改正への対応

・　令和７年度の農地関連法の本格施行に伴い、農業公社を介した貸借件数の増加が見込まれる。市町村・農業委員会・ＪＡ等関係機関との連携・サポート体制を強化し、現場における農用地利用集積等促進計画作成事務を円滑に進めることができるよう取り組んでいく。